

令和7年1月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	夢前町新庄中 (新庄中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地は既に基盤整備されており、個人農家の水稻の作付を基本に離農者の農地を地域内の集落営農(新庄中集落営農)が飼料用米、小麦、大豆などを栽培している。後継者がいない個人農家が多く、また、集落営農においても高齢化による後継者不足が懸念されており、今後、安定した農地の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農において地域内農地で水稻、麦、大豆のブロックローテーションが実施できている。離農者の農地の集約、営農組合の後継者の育成、担い手が参入しやすいような体制づくりを行うなど遊休農地化を防ぐ手立てを検証していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者の所有する農地については、担い手となる農家へ集約することを念頭に、地域内で合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付先が存在し、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業済みであるが、今後、農作業の効率化を図ることを目的にスマート農業の導入などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の確保、及び営農組織においては後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①地域による鳥獣被害対策として、電柵等の設置・点検を定期的を実施する。
③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。